

申告相談

町・県民税の

申告期間は2月18日(月)～3月15日(金)です

問い合わせ／税務課 (☎581・2121 内線154～156) へ。

町・県民税の申告相談が2月18日(月)から始まります。申告期限は3月15日(金)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。
また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

町・県民税申告相談日程表

相談会場／役場6階会議室
受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

相談日(曜日)	地区	対象区
2月18日(月)	折原	折原上郷・折原下郷・上平下小路・立原
19日(火)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
20日(水)	用土	用土6・7・8・9・10
21日(木)		用土1・2・3・4・5・11・12
22日(金)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
24日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
25日(月)	男衾	男衾上郷南・男衾上郷北
26日(火)		男衾下郷・塚越
27日(水)		赤浜
28日(木)		中郷・牟礼・今市
3月 1日(金)	市街地	本町・中町・栄町・武町
3日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
4日(月)	市街地西部	茅町・花町・六供・金尾・風布
5日(火)		本宿・末野2・3・4
6日(水)	鉢形	常木・菅原
7日(木)		立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
8日(金)	桜沢	木持・上の町・内宿・関山
11日(月)		上の原・露梨子
12日(火)	予備日	本村・岩崎・中小前田
13日(水)		山崎・南飯塚・上組
14日(木)	予備日	町内全地区
15日(金)		町内全地区

※受付時間外は、相談を受けることができませんのでご注意ください。
※比較的、午後の方が空いています。
※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
※所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

申告相談にお持ちいただくもの

- ・印鑑(朱肉を付けて押すタイプのもの)
- ・所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支内訳書等)
- ・各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- ・※日本年金機構から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ず持参してください。
- ・※町の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入されている方は、相談受付時に申し出てください。
- ・配偶者特別控除の適用を受ける方

町の申告会場では受け付けられない申告

- ・所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は、対象年中のすべての所得(給与、年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。
- ・譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)、先物取引があった方の申告
- ・損失・損益通算等の申告
- ・青色申告
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で平成24年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告
- ・死亡した方の申告(準確定申告)

税務課からのお問い合わせ

申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ出向いていますので、申告相談は相談会場でお願いします。

- ・相続等にかかる生命保険契約等に基づく年金に関する申告
- ・申告書の本人控に受付印が必要な方
- ・過年分(平成23年以前)の申告

熊谷税務署からのお知らせ

- ・所得証明書や非課税証明書等が必要となる方
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方
- ・児童扶養手当を受給している方
- ・保育所入所世帯の方
- ・町営住宅に入居している方
- ・国民年金の免除を受ける方
- ・その他医療・福祉等の行政サービス適用を受ける方

確定申告受付のご案内

平成24年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、2月18日(月)～3月15日(金)です。

申告書を利用して

国税庁ホームページ(Url: /www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成でき、とても簡単・便利です。また、作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができますほか、印刷した「書面」により提出することもできます。

からダウンロードできますので、ご利用ください。

申告と納税の期限

所得税	3月15日(金)
贈与税	3月15日(金)
消費税・地方消費税(個人事業者)	4月1日(月)

※所得税と消費税・地方消費税の納税は、口座振替をご利用ください(振替納税を利用する場合は、税務署窓口等に備え付けの口座振替依頼書の提出が必要です)。

※口座振替利用者の振替納付日は、次のとおりです。

- ①平成24年分所得税第3期分／4月22日(月)
- ②平成24年分消費税(個人事業者)確定申告分／4月24日(水)

納税証明書を請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため、平成24年分の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。お急ぎの場合は、納税証明書の請求時に、税務署受付日付印のある申告書控(電子申告を利用した場合は「送信票」)および納税したときの領収証書(原本)を持参してください。

請求に必要なもの

- 納税証明書交付請求書(税務署窓口 に備え付けてあります)
- 本人(法人の場合は代表者)を確認できる書類(運転免許証・住基カード等)
- 印鑑(法人の場合は代表者印)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は必ず所得の申告を!

国民健康保険では、申告の内容によって税額や自己負担割合の計算、税の軽減判定、高額療養費の自己負担限度額の判定をします。未申告の場合は、軽減を受けられなくなったり、高額療養費の支給額が少なくなったりします。

後期高齢者医療保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額で、被保険者一人ひとりに課されます。申告の内容によって、保険料の計算や被保険者証の負担割合の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定をします。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者および世帯主は、忘れずに申告してください。特に、次のような方は、必ず町県民税の申告をしてください。

- ・税法上の被扶養者
- ・前年中に収入がない
- ・非課税年金を受給している
- ・限度額適用認定証を保持している
- ・特定疾病療養受療証を保持している

問い合わせ／保険年金課 (☎581・2121)

21、国民健康保険は内線113・115、後期高齢者医療は内線11)へ。